

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年8月26日午後2時00分犬山市役所2階202・203会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	欠席
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大薮 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

2 番	宮田 孝	3 番	小川 豊
-----	------	-----	------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第30号議案から第34号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 説明を始めさせていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第30号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は自宅隣地で耕作を行うためです。

【議案説明】

 譲受人は本申請地の隣地に住んでおります。譲渡人は高齢で営農が困難になっていたところ、本申請地の隣地に住んでいる譲受人が耕作することで話がまとまったため、本申請となりました。

 本申請は、譲受人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、8月22日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。譲受人は、申請地では大根やみかん、じゃがいもを育てること、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

 続いて、番号2番。申請事由は以前より本申請地を自らの耕作地と一体で耕作していたためです。

【議案説明】

 譲渡人は遠方に住んでおり、高齢で耕作が困難になっていた

ところ、以前から本申請の隣地と一体で耕作していた譲受人が引き続き耕作することで話がまとまったため、本申請となりました。

譲受人は以前から本申請地を耕作しております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書 3 ページの番号 3 番及び番号 4 番については、第 3 1 号議案、番号 2 番と併せて後ほど説明させていただくので省略します。

議案書 4 ページをご覧ください。番号 5 番。申請事由は営農規模拡大のためです。

【議案説明】

譲受人は、小牧市に住んでおり、50 年程米作をしております。米作の営農規模拡大を考えていたところ、高齢で営農規模の縮小を考えていた譲渡人と話がまとまったため本申請となりました。

譲受人は以前から犬山市内で耕作しております。また、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

続いて、先程省略させていただいた番号 3 番、番号 4 番、について説明させていただきます。

営農型太陽光発電設備とは、一時転用許可を受け、農地に支柱を立てて、上部空間に太陽光パネルを設置し、営農を継続しながら発電を行う事業です。

本申請地は、農地区分が農用地区域内農地であることから、一時転用期間が3年以内となります。令和4年8月に農業委員会総会で審議し、令和4年9月に許可が出てから3年経過することから、再許可のための申請となります。

今回は、第30号議案、番号3番が太陽光パネル下の営農に関しての申請、番号4番は営農型太陽光発電設備の太陽光パネルの設置に必要である区分地上権の設定を受けるための申請、第31号議案、番号2番は太陽光パネルの設置のための支柱にあたる部分の一時転用に関する申請となっております。

議案書3ページをご覧ください。第30号議案、番号3番。申請事由は自らの所有地に隣接している申請地で耕作を行うためです。

【議案説明】

借人は、大豆栽培で13年程の実績があり、今回も大豆の有機栽培を行う予定です。借人はトラクター、管理機、除草機、は種機などの農業機械も所持しており、営農の継続が見込まれます。

大豆の光合成に関する光飽和点は20～25と低く、栽培を行う夏から秋にかけての日照は強いため、パネルの設置により斜光率35%の減少を見込んでも、大豆の育成に必要な日照を十分に確保でき、計算上は、単収の減少が概ね2割までで抑えられる条件は整っております。

続いて、番号4番。申請事由は営農型太陽光発電設備の太陽光パネルの設置を行うのに必要である、区分地上権の設定を受けるためです。

【議案説明】

区分地上権とは、土地の上空や地下などの一部分を使用するために設定される権利のことです。本申請は、上空の太陽光パネルの部分の区分地上権を設定する内容となっております。

本案件は、第31号議案の番号2番と内容が重複しますので、第31号議案で併せて説明します。

続いて、第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定の番号2番。こちらは令和4年8月農業委員会総会で営農型太陽光発電の案件として前委員に審議していただいた案件の更新についての申請です。転用の目的は営農型太陽光発電所に必要なためです。

【議案説明】

本案件は、先程説明した、第30号議案の3番と4番に関連する営農型太陽光発電のパネルの支柱の設置に関する申請です。借人は、長野県飯田市に本社を有し、自然エネルギーを利用した発電・発熱及び電力の販売などを行う事業者です。同社の取締役の1人が犬山市に在住しており、太陽光発電所の設置場所を探す中で、日照の条件や土地所有者及び隣地所有者の同意など設置の条件に合い、更新のため、本申請となりました。発電施設の管理は、借人より犬山市にある[]に委託しております。

一時転用の再許可については、転用期間における、農地での営農の状況を勘案して、総合的に判断します。

1つ目は、農地の単収が同年の市町村の同作物の平均的な単収と比較して、概ね2割以上減収していないことです。

2つ目は、遊休農地を再生利用していた場合は、下部の農地の全部または一部が農地法第32条第1項各号のいずれにも該当していないこと。

3つ目は、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないことです。

これらを含めて、営農が適切に行われていたのであれば、再度一時転用許可を行うことが可能です。

1つ目の収穫量に関して、令和5年度は、イノシシによる被害がありましたが、犬山市の平均の単収95kg/aに対し、87kgの収穫量で、市町村の単収に対し、91.5%で平均単収の8割以上の収穫が出来ています。令和6年度は、前年度の余った種を一部使用したことによる発芽不良が原因で、66kgの収穫量で、市町村の単収に対し、69.4%で平均単収の8割以下となっております。

これに対して、知見を有する者から、今年度より獣害対策としてネットの設置及び、新しい種を使用する改善措置をとることで収量の確保ができると見込まれるとの意見が出てきております。

2つ目の第32号第1項には次の2つあります。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地（前号に掲げる農地を除く。）

こちらについては、現在は大豆を耕作しており、農地として適切に管理出来ている状態のため、農地法第32条第1項各号に該当いたしません。

3つ目に関しては、令和5年度及び令和6年度に太陽光パネルの設置による著しい品質の低下はないと報告を受けております。

なお、7月14日に耕作者と城東地区の委員・推進委員で地域計画上の支障がないことを確認するため、面談や現地立会を行い、収量を証明する書類保管やイノシシ対策、雑草管理などについて直接指導も行っております。

以上のことから、再許可として、令和6年度は、収量8割を下回り十分とは言えないものの、収量が減った事情を勘案すると、再許可できる状況にはあると判断しております。

地図資料の57ページをご覧ください。雨水排水は現在のままで変更はありません。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側1番、7-(7)、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で、農用地区域内農地に該当します。許可基準は、右面3番、7-(イ)-c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの、に該当します。

議案書5ページをご覧ください。第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書6ページをご覧ください。番号1番。こちらは令和7年2月農業委員会総会で農振除外の案件として皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は敷地拡張用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は西隣りの住宅に居住する個人です。譲受人は自宅の進入路として申請地に接する土地を使用していますが、間口が2mと狭く、ガードレールとフェンスに挟まれているため、車両の出入りが困難かつ危険な状態となっています。

また、自宅敷地内の駐車場までの通路も狭小であり、申請地

に越境しないと進入が困難な状況のため、申請地を取得して敷地を拡張することで、安全を確保するために本申請を行うこととなりました。

地図資料の54ページをご覧ください。隣接地との間にコンクリートブロックを設け、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、申請地の雨水は自然浸透にて処理します。污水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側7番、オ-（ア）-bで、エ-（ア）-b-（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので、第2種農地に該当します。許可基準は右側のオ-（イ）、に該当します。

本申請は、進入路の設置に伴い、許可基準に記載されている、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができないため、許可基準を満たしていることを、許可権者である愛知県に確認済みです。

番号2番は、先程説明させていただいたので、省略します。

議案書7ページをご覧ください。番号3番。こちらは令和7年2月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は店舗用地が必要なためです。

【議案説明】

譲受人は、薬局の経営等を営む法人で、愛知県内で20店舗以上の調剤薬局を開設しております。

経営拡大のため愛知県内での出店を検討していたところ、申請地北側に診療所の建築計画があることを知り、医療機関との

連携を考えて本申請となりました。

地図資料の 60 ページをご覧ください。申請地の北側と西側と南側には擁壁等を設置して農地や水路への土砂等の流出を防止します。雨水は、透水性アスファルトにより浸透させ、汚水雑排水は東側の公共下水道へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 9 番、エ- (7)-a-(a)、水管、下水道管、ガスパのう 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域で、おおむね 500 m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 36 番、エ-(1)、許可することができる、に該当します。

続いて、番号 4 番。転用の目的は、農家住宅用地が必要なためです。

【議案説明】

借人は貸人の息子です。高齢である父と一緒に耕作を営むにあたって、貸人に本申請地を借り受け、農家住宅を建築することで話がまとまったため、本申請となりました。

地図資料の 66 ページをご覧ください。雨水は敷地東側道路側溝へと排水します。汚水は浄化槽処理後、隣地本家污水配管に接続し排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側 12 番、エ- (7)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地で、第 3 種農地に該当します。許可基準は右側の 3

6 番、エ-1)、許可することができる、に該当します。

議案書の 8 ページをご覧ください。第 3 2 号議案、農地転用許可後に係る事業計画変更承認願い意見決定についてです。

議案書 9 ページをご覧ください。

【議案説明】

申請地は平成 2 9 年 1 2 月 1 9 日に許可のあった案件です。店舗用地を建設するにあたって、診療所の配置の変更及び院内処方から院外処方への変更のため本申請となりました。

また、事業継承により、父から息子へ継承者が変更になりました。

現在は工事着工前であり、変更承認後はすみやかに事業計画に従って診療所建設を行う計画です。

雨水排水は自然浸透処理から集水桝で集水し、東側道路側溝へ排水する計画に変更となりました。

污水排水に変更はありません。

議案書の 1 0 ページをご覧ください。第 3 3 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

【議案説明】

議案書の 1 1 ページをご覧ください。

番号 1 番及び 2 番は、8 月 2 2 日に事務局と城東地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に木が生い茂っており山林となっております。傾斜地なため耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、機械等で農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の 1 2 ページをご覧ください。第 3 4 号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

【議案説明】

地域計画については、令和 7 年 3 月 3 1 日に策定されましたが、新たな担い手の位置付けによる計画の変更が必要になりました。法律により、地域計画の変更の際には、農業委員会を含める関係機関の意見を伺うこととなっており、今回議案として上げさせていただいております。

変更理由については、2 番の地域計画の変更理由に記載の通り、新たな担い手を追加する計画となっております。今回は今井地区の計画の変更となっております。

また、新たな担い手の位置付けに伴い、地域計画内農地の目標地図について位置付けられている担い手を新たな担い手に変更する内容となっております。

参考様式第 5-2 号と書かれた書類をご覧ください。

こちらが、現在の今井地区の地域計画から一部変更する部分を赤字で示した資料となっております。

続いて、地域内の農業を担う者の一覧という資料をご覧ください。今回新たに目標地図に位置づける者を 1 名追加しております。

また、地域計画内農地の担い手を新たに位置付けをしたものに変更が行われたため、該当する担い手の経営農地が修正されております。

担い手の交代を行ったものについては、次の 1 ページの目標地図の通りです。変更があった部分については赤丸で示しております。今回、新たに地域計画に位置付けする農地はなく、もともと地域計画に位置付けしていた農地の担い手を交代する内容となっているため、今井地区の地域計画内農地の面積の変更

等はありません。

今回の変更案について、関係機関から意見聴取を行っております。また、7月14日に城東地区の農業委員推進委員と事務局で新たに位置付けをする担い手と面談を行っております。新たな担い手は農業経験が十分であり、地域計画に位置づけることで支障がないことを確認しております。今回の地域計画の変更に伴い、周辺の営農等に支障は生じないものと判断しております。

議案書の説明は以上です。

議長　ただいま事務局から第３０号議案から第３４号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

宮田委員　　2番宮田です。

30号議案と31号議案の件について、31号議案の1番に、令和7年2月の農業委員会の案件で、審議済みになってますが、この項目の中で、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXが入っていないことの説明をお願いします。

事務局 はい。[]についてはもともと[]から分筆をして、新たに出てきた土地になっております。除外当時は分筆前だったため地番が出てきておりませんでした。今回[]から[]に分筆して、申請地として出てきているところになります。

宮田委員　分かりました。

議長 議案書の３ページの営農型太陽光発電設備、この件ですが、
仮に収穫が基準に満たさず許可が認められない場合、困るのは

太陽光パネルの設置会社ですよね。太陽光の設置会社と耕作を行っている方が違う場合、どうなるのでしょうか。

事務局

ご質問にお答えいたします。

仮に再許可の際に耕作状況が不十分で許可が出なかった場合、太陽光パネルの設置会社の負担で撤去という形になります。この申請に関しては、農地の賃借権の設定自体は耕作者が地主に賃料を払って結ばれていますが、その契約とは別に、太陽光パネルの設置会社から耕作者に土地の管理、耕作の委託という形で契約をしております。

議長

わかりました。

他にご意見、ご質問等ございますか。

議長

他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

10分ぐらいということで、14時50分まで地区審議をお願いします。

午後14時40分 地区審議

午後14時50分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第30号議案、農地法第3条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番から4番について、城東地区お願いします。

安田委員

5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

また、3番から4番については、後程審議いただく第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請の許可が愛知県から

得られることを条件に可と認めます。

議長 5 番について、楽田地区お願いします。

田中委員 10 番の田中です。

5 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第30号議案、別紙申請事項の1番から2番及び5番について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

なお、3番から4番については、第31号議案の第5条申請が許可されることを条件として可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5 番の安田です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

2 番について、営農型太陽光発電の適正な継続について、平均的単収と比較して概ね2割以上の減収しないことという規定があります。今年度は秋の大豆収穫前であり、収穫が確定しておりません。現地を推進委員と事務局で複数回確認しました。そこそこ適正な雑草管理が出来ておりましたが、過去一部雑草が伸びているときもありました。また、収量が減収になった年は鳥獣被害を受けたためという内容を確認しました。現地を確認しましたが、フェンスや電気柵などの対策が取られており

ませんでした。したがって鉄筋の支柱又は金属フェンス等丈夫なもので囲い、イノシシの対策及び雑草の管理を適正に行うことを条件に可と認めます。

議長 3 番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

3 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4 番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9 番の河村です

4 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 3 1 号議案、別紙申請事項について 1 番及び 3 番から 4 番の意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

また、2 番についてはイノシシの対策及び雑草の管理を適正に行うことを条件に可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第 3 2 号議案、農転許可後の事業計画変更について意見を求めます。

1 番について羽黒地区お願いします。

斉木委員 6 番の斉木です。

1 番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第32号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第33号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第33号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて第34号議案、地域計画の変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

変更案について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

変更案について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありました

ので、全委員さんにお諮りします。

第34号議案、別紙地域計画の変更について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長

それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

議案書の13ページをご覧ください。第15号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の14ページをご覧ください。今月の報告は2件です。

議案書の15ページをご覧ください。第16号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理についてです。議案書の16ページから17ページをご覧ください。今月の報告は4件です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

議長

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。